

議員提出第十九号議案

大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

大分県歯と口腔の健康づくり推進条例を次のように定める。

平成二十五年十二月五日提出

大分県議会議員 田 中 利 明

大分県歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが、県民の健康の保持増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）に基づき、その生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者、医療保険者、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防等により歯と口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はそれらの機能を維持し、若しくは向上させることをいう。
- 二 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- 三 教育保育関係者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所その他の保育を目的とする施設において、乳幼児の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- 四 保健医療福祉関係者 保健、医療又は福祉に係るサービスを提供する業務に従事する者であつて、歯と口腔の健康づくりに関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの（歯科医師等及び教育保育関係者を除く。）をいう。
- 五 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- 六 医療保険者 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。
- 七 歯科口腔保健サービス等 歯科健診、歯科保健指導及び歯科相談等の歯科口腔保健サービス

## ービス並びに歯科医療

八 八〇二〇（はちまるにいまる）運動 県民の歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるため、八十歳になっても二十本以上の自分の歯を保つことを目指した運動をいう。

### （基本理念）

第三条 歯と口腔の健康づくりの推進は、子どもの健やかな成長及び様々な生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康に重要な役割を果たすことに鑑み、県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むとともに個人の健康づくりを社会全体で支援するヘルスプロモーションの理念に基づき、県民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての県民が生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービス等を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。

### （県の責務）

第四条 県は、前条に規定する歯と口腔の健康づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との連携が図られるような配慮をするものとする。

3 県は、市町村、事業者、医療保険者その他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

### （歯科医師等の役割）

第五条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、教育保育関係者及び保健医療福祉関係者との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科口腔保健サービスを提供するよう努めるものとする。

### （教育保育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

第六条 教育保育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、県民が口腔保健に関する教育、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

### （事業者及び医療保険者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その県内の事業所で雇用する従業員について、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者について、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど歯と口腔の健康づくりを促進するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第八条 市町村は、基本理念にのっとり、県及び歯科医師等と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、県、市町村等が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に参加し、生涯にわたって、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、家庭において、その監護する子どもの虫歯及び歯周疾患の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(基本計画)

第十条 知事は、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針

二 歯と口腔の健康づくりに関する目標

三 歯と口腔の健康づくりに関する基本施策

四 前三号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ県民、市町村及び歯科医師等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本施策の推進)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本施策として、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

一 歯と口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供

二 市町村が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策の支援

三 市町村、歯科医師等、教育保育関係者、保健医療福祉関係者、事業者及び医療保険者との連携体制の構築

四 八〇二〇運動の普及啓発

五 歯科口腔保健の観点からの食育、喫煙による影響対策その他の生活習慣病予防対策

六 幼児期及び学齢期におけるフッ化物洗口等科学的根拠に基づく虫歯予防対策

七 歯磨き等科学的根拠に基づく歯周疾患の予防及び進行の抑制のための対策  
八 障がい者（児）における定期的な歯科健診の機会の確保及び適切な歯科医療を受けることができるための対策

九 介護を要する高齢者における訪問による歯科医療、適切な口腔ケア及び口腔機能の維持向上のための施策

十 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策

十一 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策  
(歯と口腔の健康に関する実態調査)

第十二条 県は、おおむね五年ごとに、歯と口腔の健康に関する実態調査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 県は、前項の調査の結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させるものとする。

(いい歯の日及び大分いい歯の八〇二〇推進月間)

第十三条 八〇二〇運動を推進するため、毎年十一月八日をいい歯の日とし、十一月を大分いい歯の八〇二〇推進月間とする。

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大分県歯科口腔保健計画（新・歯ッスル大分八〇二〇改訂版）は、第十条の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

理 由

歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念、県の責務、歯科医師等の役割、基本施策等を定め、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、条例を制定したので提出する。